

2. 介護保険料

費用の財源は、65歳以上の方の第1号被保険者、40歳以上65歳未満の方の第2号被保険者の皆さまが納める保険料と公費（税金）です。負担割合は3年ごとに見直している介護保険事業計画で見込んである大雪地区広域連合全体の介護サービス量（費用）に基づいて計算しています。27年度から29年度まで3年間の保険料の基準額は69,305円（月額5,775円相当）です。

大雪地区広域連合の介護サービスにかかる費用(全体100%)

公費（税金50%） （国25%、道12.5%、広域連合12.5%）	第1号被保険者の保険料 （22%）	第2号被保険者の保険料 （28%）
--------------------------------------	----------------------	----------------------

65歳以上の方の年額保険料(27～29年度、第1号被保険者)

区分 (1～11段階)	対象者	算定方法	保険料額 (円)
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金の受給者または本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	31,200
2	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.70	48,500
3	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	52,000
4	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.88	61,000
5	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 (69,305×1.00)	69,300
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円未満の方	基準額×1.26	87,300
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	90,100
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得190万円以上290万円未満の方	基準額×1.57	108,800
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得290万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	110,900
10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得400万円以上600万円未満の方	基準額×1.87	129,600
11	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得600万円以上の方	基準額×2.13	147,600

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を改定します

1. 国民健康保険料

広域連合議会で28年度国民健康保険料率の改定が決まりました。保険財政の状況等をもとに十分に検討し、下記のように保険料率の改定を決定しました。今後とも加入者の皆さまに安心して医療を受けていただける事業運営を進めていきます。

28年度国民健康保険料率表

保険料を算出する場合の保険料率は次のとおりです。（ ）内は前年度

	医療分	支援金分 ※1	介護分 ※2
所得割（%）	5.6 (7.5)	1.5 (2.2)	1.1 (1.7)
資産割（%）	20.0 (20.0)	8.0 (8.0)	4.3 (4.3)
均等割（円） （1人当たり）	20,000 (22,000)	7,000 (7,000)	7,000 (7,000)
※3	7割軽減後の額	6,000 (6,600)	2,100 (2,100)
	5割軽減後の額	10,000 (11,000)	3,500 (3,500)
	2割軽減後の額	16,000 (17,600)	5,600 (5,600)
平等割（円） （世帯当たり）	37,000 (38,000)	9,800 (10,800)	9,000 (9,800)
※3	7割軽減後の額	11,100 (11,400)	2,940 (3,240)
	5割軽減後の額	18,500 (19,000)	4,900 (5,400)
	2割軽減後の額	29,600 (30,400)	7,840 (8,640)
賦課限度額（円）	540,000 (520,000)	190,000 (170,000)	160,000 (160,000)

※1. 支援金分とは、74歳以下の方が納める「後期高齢者支援金」を指します。後期高齢者医療制度に必要な総医療費の一部を負担します。

※2. 介護分とは、40歳～64歳の方（介護保険の第2号被保険者）が納める介護保険料相当分です。

※3. 前年所得が一定の基準額に満たない世帯は、均等割と平等割の軽減を適用します。